

介護職員等特定処遇改善加算の見える化要件について

処遇改善加算は、介護職員の処遇向上を目的に、国が定める一定の要件を満たす事業所について介護報酬が加算される仕組みです。令和元年10月に「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、介護職員の経験・技能のある介護職員を重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度の他の職種の処遇向上を目指した制度です。加算算定対象の事業所では下記のとおり職場環境の改善等を行い、全てのサービスで加算算定を行っております。

事業所名	処遇改善加算	特定処遇改善加算
ワールドナーシングホーム（介護老人福祉施設）	I	I
ワールドナーシングホーム（短期入所）	I	I
第2ワールドナーシングホーム（介護老人福祉施設）	I	I
第2ワールドナーシングホーム（短期入所）	I	II
第2ワールドナーシングホーム（デイサービス）	I	I
北老人デイサービスセンター	I	I

○ 賃金改善以外で取り組んでいる処遇改善の内容

資質の向上

・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

労働環境・処遇の改善

- ・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設等の整備
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

その他

- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・非正規職員から正規職員への転換